

社会福祉法人和歌山つくし会 一般事業主行動計画

令和3年3月31日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 内 容

- 目標1 計画期間内に育児休業率を次の水準以上とする
男性職員・・・計画期間中に2人以上取得すること
*女性職員の育児休業率は100%であることから、**今後も育児休業率100%を目指す**
- 対策 令和3年4月～ 現状把握を行う
令和3年10月以降 職員会議等を通じて取得を奨励する
〃 育児予定対象者に対し、個別に情報提供を行う
- 目標2 育児休業・介護休業・不妊治療休業等を取得しやすい環境作りを行う
不妊治療休業期間は病気欠勤とし、給料を3か月間支給するとともに
4か月以降は健康保険傷病手当金に切り替える
- 対策 令和3年4月～ 職場の実態を把握するとともに職員会議等を通じて職員への周知を図る
- 目標3 県が運営する子育て応援企業同盟及び女性活躍企業同盟に参加する中で取り組みを進める
- 対策 令和3年4月以降も、子育て応援企業同盟及び女性活躍企業同盟が開催するシンポジウムや交流会に出席し先進事例を学びそれを実践できるよう取り組む
- 目標4 年次有給休暇を取得しやすい環境作りを行う
- 対策 年休の取得促進 現状把握を行い取得状況を分析する
令和4年4月～ 年次有給取得率の低い部署については取得計画を提出させる
令和4年4月～ 取得計画どおり有給が取得できているか検証する
- 目標5 **ハラスメントに関する研修を年1回以上実施する**
- 対策 **ハラスメント防止規定に基づき、相談受付担当者がリーダーとなり、事例等を参**

考に研修を実施し、働きやすい職場環境を作る